



令和6年1月10日

**広島大学法学部 特別公開講座  
「九州と同じ広さの所有者不明土地って、どういうこと？」開講****情報提供**

広島大学では、本学法学部の研究者(鳥谷部茂名誉教授、堀田親臣教授、金ミンジュ准教授)と司法書士の笹井貴宏氏が、法律の視点から、「所有者不明土地」の問題を解説し、受講者を交えてディスカッションを行う特別公開講座を開催します。

ぜひ、取材いただきますよう、ご案内いたします。

※ 本講座は「広島大学 75+75 周年記念事業」の一環として実施します。

**■日時**

2024年1月19日(金)18:30~20:30

**■開催形式・場所・定員**

対面(定員40人)とオンライン(定員100人)の両方で開催します。

- ・対面：広島大学東千田キャンパス 総合校舎L5階  
地域連携フロア SENDA LAB

※キャンパス内の駐車場はご利用いただけません。公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。

- ・オンライン：Zoom

**■お申込み方法**

申込フォームから(申込期限：2024年1月16日(火)) ※受講料無料

<https://forms.gle/Qeq67xdBXmuDsQQ78>

**■プログラム概要**

**1時限目 講義 18:30 ~ 19:30**

**・改正の概要**

広島大学 教授 堀田 親臣

**・財産権の保障と所有者不明土地関連法の意義と課題**

広島大学 名誉教授 鳥谷部 茂

**・令和3年民法改正 相続登記義務化 相続土地国庫帰属法**

司法書士 笹井 貴宏

**・改正法における共有者間の利害調整のルール**

広島大学 准教授 金 ミンジュ

**2時限目 ディスカッション 19:35 ~ 20:30**

1時限目の講師4人によるフリーディスカッション

※受講者からご質問・ご意見をいただきながら、進めていきます。

**【お問い合わせ先】**

広島大学 学術・社会連携室地域連携部

Tel : 082-424-5871

E-mail : [chiikirenkei@office.hiroshima-u.ac.jp](mailto:chiikirenkei@office.hiroshima-u.ac.jp)

発信枚数：A4版 3枚(本票含む)



## 広島大学法学部特別公開講座

# 九州と同じ広さの所有者不明土地って、 どういうこと？

日程

2024年1月19日（金）18:30～20:30

受講  
形態

対面

東千田キャンパス総合校舎L棟5階地域連携フロアSENDA LAB  
※公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。

オンライン

Z o o m

対象

どなたでも（高校生、大学生も歓迎！）

定員

（対面）40人 （オンライン）100人（申込先着順）

受講料  
無料

プログラム

1時限目 講義（18:30～19:30）

改正の概要

財産権の保障と所有者不明土地関連法の意義と課題

令和3年民法改正 相続登記義務化 相続土地国庫帰属法

改正法における共有者間の利害調整のルール

広島大学 教授

広島大学 名誉教授

司法書士

広島大学 准教授

堀田 親臣

鳥谷部 茂

笹井 貴宏

金 ミンジュ

2時限目 ディスカッション（19:35～20:30）

司会 広島大学 教授 堀田 親臣

1時限目の講師4人によるフリーディスカッション

※受講者からご質問・ご意見をいただきながら、進めていきます。

申込方法

締切：1月16日（火）

申込フォームからお申込みください。

<https://forms.gle/Qeq67xdBXmuDsQQ78>



お問い合わせ先

広島大学学術・社会連携室地域連携部

082-424-5691

会場マップ

総合校舎L棟5階





令和3年に、民法・不動産登記法の改正等が行われました。この改正がどのような内容であるのかをまず全体としてお話しします。また、時間があれば、相続土地国庫帰属法や相隣関係の改正についても話題提供することを考えています。

## 財産権の保障と所有者不明土地関連法の意義と課題

広島大学 名誉教授 鳥谷部 茂



公共工事等の対象地に所有者不明土地があるときはどうするか。土地は憲法29条で財産権として保障されています。土地収用法には不明裁決をして土地を取得する制度がありますが、今回の改正ではどんな場合に適用されるのか。なぜこんなに沢山の不明土地が発生するのでしょうか。後で真の所有者が現れたときはどうなるのでしょうか。その発生を防止するためにどのような制度が望ましいのでしょうか。

## 令和3年民法改正 相続登記義務化 相続土地国庫帰属法

司法書士 笹井 貴宏



所有者不明土地に起因する、その発生予防と土地利用の円滑化の両面から見直しをされた令和3年法改正ですが、相続土地国庫帰属法は令和5年4月に施行され、相続登記義務化は令和6年4月に施行予定です。身近な相続にまつわる法律が施行されるなか、実務ではこれまでどうだったのか、今後どう変わっていくのか、わかりやすく解説したいと思います。

## 改正法における共有者間の利害調整のルール

広島大学 准教授 金 ミンジュ



夫婦、共同相続、組合など、数人が物を一緒に所有する場合、身近なところで共有関係が発生しています。特に、土地・建物の利用及び管理などについては、共有者間の意見調整や利害関係が衝突することも多く、そのときに民法上のルールがもっとも重要視されます。令和3年法改正により、所有者不明土地問題の解決との関係で、民法上の共有に関する規定にも変化があり、共有不動産の円滑な利活用のための方策が図られています。本公開講座では、共有者として知っておくべき新しいルールをわかりやすく紹介しようと思います。